

平成二十二年十月二十九日提出
質問第一〇八号

尖閣諸島周辺領海内における中国等外国漁船による違法操業についての政府の対応に関する再
質問主意書

提出者 秋葉 賢也

尖閣諸島周辺領海内における中国等外国漁船による違法操業についての政府の対応に関する再

質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七六第五〇号）を踏まえ、以下質問する。

- 一 前回質問主意書の「一」で、尖閣諸島周辺領海内における海上自衛隊の具体的な警戒監視に関する取組を問うたところ、前回答弁書では、「P-3C哨戒機による平素からの警戒監視活動等により、様々な情報を収集し、関係省庁と情報の共有を図っている」との答弁がなされている。しかしながら、P-3Cによる警戒監視は、かなり広い領海内を一機で行っていると承知しており、また、同機により視察を行った経験上、低空飛行しなければ小型漁船等を発見するのは容易ではないと思料する。前回答弁書で示されたように、近年、尖閣諸島周辺領海内に侵入した外国漁船等への退去警告件数が急増している状況にかんがみると、これまでも適宜護衛艦が派遣されたことがあると承知している。同諸島付近海域への外国漁船等の侵入に対する抑止効果を高めるため、護衛艦による常時警戒監視を行うべきと考えるが、政府の認識如何。
- 二 前回質問主意書「二」の作成に当たっては、海上保安庁の担当課から、平成十九年以前の立入検査件数

は記録していないとの確認を得ていたにもかかわらず、これと異なる答弁書が提出された。このような事態が起きた理由を説明されるとともに、平成十九年以前の立入検査件数につき、記録している限りですべて明らかにされたい。

右質問する。